

医療施設等施設整備費補助金概要（令和5年度）

事業区分 (担当係)	補助事業者				国補助率	都道府県 負担率	種目	1か所当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額)	対象経費
	独法	公立	公的	民間					
(1) へき地診療所施設整備事業	○	○	○	○	1/2	1/2	診療所 (診療部門) 次のいずれかの面積 無床の場合 160㎡ 有床で5床以下の場合 240㎡ 有床で6床以上の場合 760㎡ (医師住宅) 80㎡ (看護師住宅) 80㎡	へき地診療所の新築、増改築、改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に要する工事費等及び買収に要する経費	
							ヘリポート	85,559千円	ヘリポート整備に要する工事費等
(2) 過疎地域等特定診療所施設整備事業	×	○	×	×	1/2	1/4	-	(診療部門) 160㎡ (医師住宅) 80㎡ (看護師住宅) 80㎡	過疎地域等特定診療所の新築、増改築、改修（既存の過疎地域等特定診療所の改修は除く。）に要する工事費等
(3) へき地保健指導所施設整備事業	×	○	×	×	1/3 (沖縄県は1/2)	1/3 (沖縄県は1/2)	-	(指導・住宅併設) 120㎡ (指導部門) 70㎡ (住宅部門) 50㎡	へき地保健指導所の新築に要する工事費等
(4) 研修医のための研修施設整備事業	×	×	×	○	1/2	-	-	研修医数×30㎡ (1,000㎡を限度)	研修棟の新築、増改築に要する工事費等
(5) 臨床研修病院施設整備事業	×	×	×	○	1/2	-	-	500㎡	外来診療棟（臨床研修を実施している診療部門及び診療科に限る。）の拡充整備に係る新築、増改築に要する工事費等
(6) へき地医療拠点病院施設整備事業	○	○	○	○	1/2	1/2	-	(診療部門) 1,000㎡ (医師住宅) 1戸当たり 80㎡ (2戸を限度)	へき地医療拠点病院の新築、増改築に要する工事費等
(7) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業	×	×	×	○	1/3	1/3	-	研修医数×20㎡	臨床研修医の宿舍の新築、増改築、改修に要する工事費等
(8) 離島等患者宿泊施設施設整備事業	○	○	○	○	1/3	1/3	-	室数（8室を限度）×40㎡×326千円（改修の場合は厚生労働大臣が必要と認めた額）	離島等患者宿泊施設の新築、増改築、改修に要する工事費等
(9) 産科医療機関施設整備事業	○	○	○	○	1/2	1/2	-	(診療部門) 194㎡ (宿泊施設) 室数（2室を限度）×40㎡	産科医療機関の新築、増改築、改修に要する工事費等
(10) 分娩取扱施設施設整備事業	○	○	○	○	1/2	1/2	-	(分娩室、病室、入所室等) 194㎡ (宿泊施設) 室数（2室を限度）×40㎡	分娩取扱施設の新築、増築、改築、改修に要する工事費等
(11) 死亡時画像診断システム等施設整備事業	○	○	○	○	1/2	1/2	-	1施設当たり (1) 死亡時画像診断室設備の場合 39,427千円 (2) 解剖室設備の場合 97,856千円	死因究明のための解剖の実施に必要な施設及び死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費
(12) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	○	○	○	○	1/2	-	-	(通常型スプリンクラー) 対象面積1㎡当たり 21.4千円 (水道連結型スプリンクラー) 対象面積1㎡当たり 20.7千円 ※消化ポンプユニットを整備する場合は上記に2,174千円を加算。(通常型、水道連結型) (パッケージ型自動消火設備) 対象面積1㎡当たり 25千円 (消防法施行令第32条適用設備) 対象面積1㎡当たり 24.3千円	スプリンクラー等整備のために必要な工事費等
								定額	
(13) 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業	○	○	○	○	1/2	1/2	-	(へき地医療拠点病院) 304,527千円 (へき地診療所) 17,458千円	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条の規定に基づき、市町村長が作成する津波避難緊急対策緊急事業計画に記載されたへき地医療拠点病院及びへき地診療所の移転新築に要する工事費等及び既存建物の除去費
(14) 院内感染対策施設整備事業	○	×	×	○	1/3	1/3	-	1室当たり14,546千円 空調設備（空気清浄度クラス1万以上）を整備する場合は33,105千円を加算	院内感染症に適切に対応するための、病室の個室化等に必要工事費等
(15) 医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	○	○	○	○	1/3	1/3	-	対象（ブロック塀）の長さ1mあたり 86千円 (ただし、30mを上限とする)	倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等に必要工事費等

※一部省略した部分等もあるため、正確を期す場合には、実施要綱、交付要綱等による確認が必要。

※「補助事業者」欄の区分及び記号の意味は、以下のとおり。

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」…地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

「民間」…上記以外の者

○…（間接）補助事業者となり得る

△…（間接）一部補助事業者となり得る

×

※「都道府県負担率」欄は、間接補助に係る都道府県の最大の負担率（持ち出しとなる率）である。「-」は間接補助となる場合がないことを示している。